

さいたま市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

さいたま市長

清水 勇人

さいたま市規則第28号

さいたま市公印規則の一部を改正する規則

さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第5条、第8条関係）							別表第1（第5条、第8条関係）						
(1) 庁印							(1) 庁印						
公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者	公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
[略]							[略]						
さいたま市印	[略]						さいたま市印	[略]					
							保健衛生局専用さいたま市印	3	古印体	たて7よこ14	1	環境衛生監視員証所属庁証明用	保健衛生局保健部保健衛生総務課長
[略]							[略]						
(2) 職印							(2) 職印						
ア 市長印							ア 市長印						
公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者	公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
[略]							[略]						
道路部専用さいたま市長印	[略]						土木部専用さいたま市長印	[略]					
					道路部の主管する事務で市長名をもって発する文書	建設局道路部道路総務課長						土木部の主管する事務で市長名をもって発する文書	建設局土木部土木総務課長
建築行政部専	[略]						建築部専用さ	[略]					
					建築行政部の主管	建設局建築行						建築部の主管する	建設局建築部

さいたま市長印					する事務で市長名をもって発する文書	政部建築総務課長
---------	--	--	--	--	-------------------	----------

営繕部専用さいたま市長印	3	てん書	方27	1	営繕部の主管する事務で市長名をもって発する文書	建設局営繕部公共建築課長
--------------	---	-----	-----	---	-------------------------	--------------

下水道河川部専用さいたま市長印	[略]				下水道河川部の主管する事務で市長名をもって発する文書	建設局下水道河川部下水道総務課長
-----------------	-----	--	--	--	----------------------------	------------------

[略]

北部建築指導課専用さいたま市長印	[略]			1	北部建築指導課の主管する事務で市長名をもって発する文書	建設局建築行政部北部建築指導課長
------------------	-----	--	--	---	-----------------------------	------------------

南部建築指導課専用さいたま市長印	5	てん書	方27	1	南部建築指導課の主管する事務で市長名をもって発する文書	建設局建築行政部南部建築指導課長
------------------	---	-----	-----	---	-----------------------------	------------------

建築審査課専用さいたま市長印	[略]			1	[略]	建設局建築行政部建築審査課長
----------------	-----	--	--	---	-----	----------------

[略]

イ～オ [略]  
カ その他の印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管者
-------	-------	----	-------------	----	------	-----

[略]

さいたま市長大	[略]					
---------	-----	--	--	--	--	--

さいたま市長印					事務で市長名をもって発する文書	建築総務課長
---------	--	--	--	--	-----------------	--------

下水道部専用さいたま市長印	[略]				下水道部の主管する事務で市長名をもって発する文書	建設局下水道部下水道総務課長
---------------	-----	--	--	--	--------------------------	----------------

下水道部専用さいたま市長印	[略]				下水道部の主管する事務で市長名をもって発する文書	建設局下水道部下水道総務課長
---------------	-----	--	--	--	--------------------------	----------------

[略]

建設事務所建築指導課専用さいたま市長印	[略]			2	建築指導課の主管する事務で市長名をもって発する文書	建設局建設事務所建築指導課長
---------------------	-----	--	--	---	---------------------------	----------------

建設事務所建築審査課専用さいたま市長印	[略]			2	[略]	建設局建設事務所建築審査課長
---------------------	-----	--	--	---	-----	----------------

建設事務所建築審査課専用さいたま市長印	[略]			2	[略]	建設局建設事務所建築審査課長
---------------------	-----	--	--	---	-----	----------------

[略]

イ～オ [略]  
カ その他の印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管者
-------	-------	----	-------------	----	------	-----

[略]

さいたま市長大	[略]					
---------	-----	--	--	--	--	--

宮南部  
浄化セ  
ンター  
所長印

[略]

さいたま市建  
築監視  
員印

[略]

建設局  
建築行  
政部建  
築行政  
課長  
建設局  
建築行  
政部北  
部建築  
指導課  
長及び  
南部建  
築指導  
課長

[略]

キ 職務代理者印

公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル）	個 数	使用区分	保管者
[略]					[略]	
道路部 専用さい たま市 長職務 代理者 印	[略]					
建築行 政部専 用さい	[略]					

宮南部  
浄化セ  
ンター  
所長印

さいたま市ク  
リーンセ  
ンター  
西堀所  
長印

3 5

てん  
書

方 2 4

1

クリーン  
センター  
西堀所  
長で発  
する文  
書

環境局  
施設部  
クリー  
ンセン  
ター西  
堀所長

[略]

さいたま市建  
築監視  
員印

[略]

建設局  
建築部  
建築行  
政課長

建設局  
建設事  
務所建  
築指導  
課長

さいたま市建  
築主事  
印

6 2

てん  
書

方 2 4

1

建築確認  
申請事務  
用

建設局  
建築部  
建築行  
政課長

6 3

2

建設局  
建設事  
務所建  
築審査  
課長

[略]

キ 職務代理者印

公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル）	個 数	使用区分	保管者
[略]					[略]	
土木部 専用さい たま市 長職務 代理者 印	[略]					
建築部 専用さい たま	[略]					

用さい  
たま市  
長職務  
代理者  
印

営繕部 専用さい たま市 長職務 代理者 印	2	てん 書	方27	1
---------------------------------------	---	---------	-----	---

下水道  
河川部  
専用さい  
たま市  
長職務  
代理者  
印

[略]

[略]

北部建  
築指導  
課専用  
さいたま  
市長  
職務代  
理者印

[略]

1

南部建  
築指導  
課専用  
さいたま  
市長  
職務代  
理者印

4	てん 書	方27	1
---	---------	-----	---

建築審  
査課専  
用さい  
たま市  
長職務  
代理者  
印

[略]

1

[略]

[略]

ク [略]  
ケ 出納員領収印

公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル	個 数	使用区分	保管者
-----------	---------------	--------	-------------------	--------	------	-----

市長職  
務代理  
者印

下水道  
部専用  
さいたま  
市長  
職務代  
理者印

[略]

[略]

建設事  
務所建  
築指導  
課専用  
さいたま  
市長  
職務代  
理者印

[略]

2

建設事  
務所建  
築審査  
課専用  
さいたま  
市長  
職務代  
理者印

[略]

2

[略]

[略]

ク [略]  
ケ 出納員領収印

公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル	個 数	使用区分	保管者
-----------	---------------	--------	-------------------	--------	------	-----

さいたま市出納員領収印	[略]	<u>1</u> <u>3</u> <u>5</u>	[略]
[略]			
[略]			

コ [略]

別表第2 (第5条関係)

- (1) [略]
- (2) 職印
  - ア～オ [略]
  - カ その他の印

[略]

3 2

[略] [略] [略]

削除

3 5

[略] [略] [略]

削除

6 1

6 2

6 3

さいたま市  
建築監視員印

[略]

削除

削除

〇〇建築指導課

[略]

さいたま市出納員領収印	[略]	<u>1</u> <u>3</u> <u>4</u>	[略]
[略]			
[略]			

コ [略]

別表第2 (第5条関係)

- (1) [略]
- (2) 職印
  - ア～オ [略]
  - カ その他の印

[略]

3 2

[略] [略] [略]

さいたま市  
東部環境  
センター  
所長印

3 5

[略] [略] [略]

さいたま市  
クリーン  
センター  
西堀所長印

6 1

6 2

6 3

さいたま市  
建築監視員印

[略]

さいたま市  
建築主事印

さいたま市  
建築主事印

〇〇建設事務所  
建築指導課

建築行政課

〇〇建設事務所  
建築審査課

[略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。